

浜田河川国道事務所高津川管内河川区域内樹木採取公募説明書

イ. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- ①過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ②公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ③公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ロ. 手続き等

①提出書類

公募説明書に添付の応募様式を期限までに提出すること。

(郵送可、期限までに必着のこと)

②提出期限

平成27年11月28日まで(土日及び祝祭日を除く)

受付時間:9:00~17:00

③提出先・問い合わせ先

〒697-0034 島根県浜田市相生町 3973

国土交通省中国地方整備局

浜田河川国道事務所 河川管理課

電話 0855-22-3122

ハ. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取可能最大数量、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから見た、採取の効果等を総合的に評価(採取計画・実施工程・過去の応募実績等・安全対策等・地域性)し、優れた者を申請者とする。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定する。

ニ. 採取区域と樹径等の情報

採取可能数量:竹 16,000 本程度(竹、太さ5cm 程度、枝葉付き)、

樹木 100 本程度(ヤナギなど、太さ 10cm 程度、長さ2m程度)

別添図面(樹木等採取予定箇所図)のとおり

樹種:竹、ヤナギなど

※必要に応じて各自現地確認をすること。

ホ. 採取時期

平成27年11月9日から平成27年11月24日まで【予定】

ヘ. 採取にあたって実施すべき安全対策等(清掃、交通整理等)の内容盗難防止対策、 猛暑・防寒対策、現場内の清潔の保持、交通誘導

ト. 河川法第25条の許可に際し付すことを予定している条件の内容 別紙、許可条件のとおり

チ. 河川管理者が実施し得る工程

進入路整備(軽トラックによる搬出が可能となる程度)

リ. 自損事故を起こした場合又は河川管理施設若しくは第三者に損害を与えた場合の 取扱い、及び河川管理者に指示による中止の扱い

- ① 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ② 河川管理者は、許可受け者が樹木等を採取するに当たって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼし、又は刈草や伐木した樹木の搬出時に周辺に迷惑をかけることの無いように、必要に応じて許可受け者に指導を行う。
- ③ 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者への加害に対する損害賠償等は許可受け者の責任において行うこと。
また、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに河川管理者に通報し、適切に対応すること。
なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づきその原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求める。
- ④ 許可受け者は、河川管理者から採取の停止の指示があった場合は、すぐに停止すること。なお、停止に伴う費用は無償とする。

ヌ. 許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法（昭和39年法律第167号）第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める申請を行う。

なお、河川法第25条の許可に際し、別紙にある条件が付される。

ル. 河川法第25条の許可を受けたものは、本樹木の採取に係る河川法第32条第1項に基づく採取料徴収について、別途島根県知事が定める徴収料を納付しなければならない場合がある。

ロ. その他

応募区域又は区画が応募者の認識している場所と一致しているか、また、公募時に提示した採取区域の中から選んでいるかなど、地図又は図面等により正確に確認すること。

採取を希望する河川産出物の種類又は用途を制限するものではないが、当該種類又は用途に疑義がある場合（採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を正確に判断することができないため、確認する場合がある。当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の許可は受けられない場合がある。

なお、採取後の使用においては、自己の責任において行うものとする。

今後の参考資料とするため、採取実施後にアンケートに回答していただく場合がある。

採取場所については、河川管理者において調整をし指定する。